

## 外国籍の皆さんへ

7月9日(月)から住民基本台帳法・入国管理法が変わります。それにより…

**外国籍の皆さんにも住民票が作成されるようになります**

**外国人登録証が「在留カード」「特別永住者証明書」に変わります**

### 「外国人登録原票」と「住民票」はココが違う！

今までの外国人登録原票には、旅券の番号やその発行日、自分の国籍がある国での住所などが書かれていましたが、住民票には、代わりに国民健康保険や国民年金などの情報が書かれています。

#### 住民票が作成されるとこうなる！

- 引越しをするときに、転入届（他の市から小牧市に引っ越すとき）や転出届（小牧市から他の市に引っ越すとき）を出さなければなりません。
- 日本人と外国人が一緒になっている世帯でも、世帯全員のことが書かれた住民票の写しをとることができますようになります。

#### 住民票が作成される人

- 3か月を超えて日本にいる外国人のうち、日本国内に住所がある人です。  
※観光など、短い間の滞在の方は除きます。
- 対象の人には、5月に仮の住民票を送ります。書かれていることが間違っていないかを確認してください。外国人登録の在留資格がない人（出生などにより、資格を取得していない人も含みます）や在留期間を過ぎている人は、住民票を作成することができないため、入国管理局と市民課で必要な手続きをしてください。

### 「在留カード」「特別永住者証明書」とは？

#### 在留カードが作成される人

上陸許可によって「中長期在留者」となった人です。

- （中長期在留者は、次のどれにも当てはまらない人です。）
- ・ 在留期間が「3か月以下」と決定された人
  - ・ 在留資格が「短期滞在」、「外交」、「公用」と決定された人
  - ・ 上の2つの他に法務省が定める人

#### 在留カードを作成するには

入国の手続きをした空港で作成されます。  
既に外国人登録証を持っている人は、入国管理局で今ある登録証と引き換えに作成されます。

特別永住者証明書は、今までの外国人登録証明書よりも書かれている内容が少なくなります。

#### 特別永住者証明書を作成するには

今までどおり、市役所で手続きができます。  
また、書かれている内容を変更したり、証明書を再交付したりするときも、市役所で手続きができます。

※どちらの場合も、今ある外国人登録証は、そこに書かれている「次回確認（切替）申請期間」にある誕生日まで有効です。7月までに必ず手続きが必要なものではありません。

詳しくは次のホームページをご覧ください。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応しています。

法務省入国管理局 ([http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html))

総務省 ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html))

問合先 市民課 (☎ 76 - 1121)